審査基準

平成28年6月23日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法

根 拠 条 項:第31条の23において準用する第9条第4項

処 分 の 概 要:許可証の書換え

原権者(委任先):徳島県公安委員会

法 令 の 定 め:

風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第5条第1項(許可の申請)、第31条の23において準用する第9条第3項第1号(許可証の記載事項の変更の届出)、第31条の23において準用する第9条第4項(許可証の書換え)

風俗営業等適正化法施行規則第1条(書換え申請書の提出)、第90条において準 用する第17条(許可証の書換えの手続)

審 査 基 準:

標準処理期間:14日

申 請 先:徳島県公安委員会(申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課)

問い合わせ先:徳島県警察本部生活安全企画課(電話 代表 088-622-3101) 又は 警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課

備 考: